

2010年9月11日 公示

## 日本セーリング連盟規程 6.3 の解釈について

(財) 日本セーリング連盟  
ルール委員会  
委員長 増田 開

日本セーリング連盟規程（以下、JSAF 規程）6.3 は、ISAF 規定 20.1 の「国内クラス」の定義にある「特定の各国協会により承認されているクラス」における JSAF による承認について規定しているものです。すなわち、あるクラスが日本の「国内クラス」であるためには、そのクラス協会が特別加盟団体として JSAF に加盟している必要があるということを意味しています。

したがって、JSAF 規程 6.3 は、国内クラス協会が特別加盟団体として JSAF に加盟している全てのクラスを「国内クラス」と定義しなおしているものではありません。

参考までに、ISAF 規定 20 を JSAF 規程で変更することは許されていません（セーリング競技規則 86.1(a)参照）。

以上

### 以下は JSAF 規程及び ISAF 規定の抜粋

#### JSAF 規程 6.3

ISAF 規定の定義にいう「国内クラス」とは、特別加盟団体として JSAF に加盟しているクラスをいう。『ISAF 規定 20.1』

#### ISAF 規定 20.1 定義「国内クラス」

##### 20. ISAF ADVERTISING CODE

##### 20.1 Definitions

“National Class” a Class which is not an ISAF Class but is recognized by a particular National Authority which Authority also has substantial authority in the direction or management of that Class

(以下、日本語訳)

##### 20. ISAF 広告規定

##### 20.1 定義

「国内クラス」 ISAF クラスではないが、特定の各国協会により承認されているクラスをいい、その協会はそのクラスの管理または運営について実質的な権限も有している。